

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：商業振興費

事業名 アクティブG推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 県産品流通支援課 県産品振興係 電話番号：058-272-1111 (内 3097)

E-mail : c11370@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 324 千円 (前年度予算額：324 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	324	0	0	0	0	0	0	0	324
要求額	324	0	0	0	0	0	0	0	324
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 県はアクティブGを森ビル都市企画株式会社に貸付けており、契約書に基づき、固定賃料以外に賃貸収益に応じた収益割賃料を収入している。
- ・ 収益割賃料は、森ビル都市企画株式会社より報告される、前年度の賃貸収益の金額に基づき算出しているため、収益割賃料の透明性を確保し、適切な賃料を徴収するためには、報告内容を精査する必要がある。

(2) 事業内容

森ビル都市企画株式会社から報告される賃貸収益金額について、中立公正な外部の専門家（公認会計士）に検査を依頼し、助言を求める。

(3) 県負担・補助率の考え方

正確な収益割賃料を算出するための検査であり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	324	公認会計士への報償
合計	0	

決定額の考え方

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・ 中立公正な外部の専門家（公認会計士）の助言を求めることにより、アクティブG収益割賃料の透明性を確保し、適切な賃料を確定させる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R2)	R2年度	R3年度	R4年度	終期目標	達成率
		実績	目標	目標	(R4)	
アクティブG 年間入館者数	/	351万人	435万人	500万人	500万人	%
アクティブG 店舗入居率	/	98.8%	100%	100%	100%	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運営を委任している森ビル都市企画㈱から提出される収益割賃料に関する算出資料について、専門的かつ中立的立場から専門家である公認会計士に依頼して資料の精査を実施した。 ・ アクティブGは公設民営の趣旨に則って森ビル都市企画㈱が運営を行っているが、その収益割賃料の算出根拠の透明性を確保できた。
令和3年度	<p style="color: red; margin: 0;">令和5年度当初予算にて追加</p> <p style="margin: 0;">指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>
令和4年度	<p style="color: red; margin: 0;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p style="margin: 0;">指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	収益割賃料の透明性を確保するためには、専門的かつ中立的立場から公認会計士に精査してもらう必要がある。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	会計の専門家である公認会計士に精査してもらうことで収益割賃料の透明性が確保されている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	必要書類等の準備を万全にしたうえで、会計の専門家である公認会計士に直接、アクティブG運営室に出向いてもらい効率的な精査に努めている。

(今後の課題)

- ・ 予算額では、賃貸収入の適正は確認できるが、施設運営全体の経営状況までは精査できない。

(次年度の方向性)

- ・ アクティブGの収益割賃料の透明性を確保するためには、今後も公認会計士などの専門家の助言は必要不可欠である